

大阪市規則第129号

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大阪市規則第209号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第1条の3 条例別表第1の2の項の市規則で定める事務は、大阪市重度障害者医療費助成規則（昭和48年大阪市規則第119号） <u>第6条第4項</u> の医療証の交付の申請の受理及びその申請に係る資格の審査に関する事務並びに大阪市重度身体障害者等医療費助成規則（平成29年大阪市規則第125号） <u>第6条第4項</u> の助成証明書の交付の申請の受理及びその申請に係る資格の審査に関する事務とする。	第1条の3 条例別表第1の2の項の市規則で定める事務は、大阪市重度障害者医療費助成規則（昭和48年大阪市規則第119号） <u>第6条第3項</u> の医療証の交付の申請の受理及びその申請に係る資格の審査に関する事務並びに大阪市重度身体障害者等医療費助成規則（平成29年大阪市規則第125号） <u>第6条第3項</u> の助成証明書の交付の申請の受理及びその申請に係る資格の審査に関する事務とする。
第2条 条例別表第1の3の項の市規則で定める事務は、大阪市ひとり親家庭医療費助成規則（昭和55年大阪市規則第80号） <u>第7条第4項</u> の医療証の交付の申請の受理及びその申請に係る資格の審査に関する事務とする。	第2条 条例別表第1の3の項の市規則で定める事務は、大阪市ひとり親家庭医療費助成規則（昭和55年大阪市規則第80号） <u>第7条第3項</u> の医療証の交付の申請の受理及びその申請に係る資格の審査に関する事務とする。
第2条の2 条例別表第1の4の項の市規則で定める事務は、大阪市子ども医療費助成規則（平成5年大阪市規則第113号） <u>第6条第4項</u> の子ども医療証の交付の申請の受理及びその申請に係る資格の審査に関する事務とする。	第2条の2 条例別表第1の4の項の市規則で定める事務は、大阪市子ども医療費助成規則（平成5年大阪市規則第113号） <u>第6条第3項</u> の子ども医療証の交付の申請の受理及びその申請に係る資格の審査に関する事務とする。

第2条の3 条例別表第1の5の項の市規則で定める事務は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「厚生省通知」という。)の定めるところにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条各号に掲げる事務に準じて行う事務とする。

第11条 条例別表第2の9の項の市規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の市規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔(1) 略〕

(2) 国民健康保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書 (以下この号において「資格確認書等」という。)に関する事務 (前号に掲げるものを除く。) 次に掲げる情報

ア 資格確認書等の交付を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 資格確認書等の交付を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

第2条の3 条例別表第1の5の項の市規則で定める事務は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「厚生省通知」という。)の定めるところにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条各号に掲げる事務に準じて行う事務とする。

第11条 [同左]

〔(1) 同左〕

(2) 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書 (以下この号において「被保険者証等」という。)に関する事務 (前号に掲げるものを除く。) 次に掲げる情報

ア 被保険者証等の交付を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 被保険者証等の交付を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

<p>ウ <u>資格確認書等</u>の交付を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報</p> <p>エ <u>資格確認書等</u>の交付を受ける者に係る国民年金法による国民年金の被保険者の資格に関する情報</p> <p>オ <u>資格確認書等</u>の交付を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>[(3)~(6) 略]</p>	<p>ウ <u>被保険者証等</u>の交付を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報</p> <p>エ <u>被保険者証等</u>の交付を受ける者に係る国民年金法による国民年金の被保険者の資格に関する情報</p> <p>オ <u>被保険者証等</u>の交付を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>[(3)~(6) 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第16条の規定によりなお従前の例によることとされる被保険者証又は被保険者資格証明書に関する事務及び当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）については、この規則による改正後の大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（令和6年11月29日掲示済）